

## 第11回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月11日(月) 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(12人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸
最適化推進委員	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 10番 濱田孝

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 非農地証明について

議案第48号 農用地利用集積計画(案)について

議案第49号 農用地利用配分計画(案)について

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第31号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

## 7. 会議の概要

**議 長** ただ今から、令和3年第11回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日は1名欠席という事ですので定足数に達しており会議は成立しております。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** それでは、5番古徳委員、6番足立恵一委員にお願いします。続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和3年9月22日(水) 常設審議委員会  
会長・事務局長会議(会長・西主任)  
会長協議会総会(会長)

**議 長** それでは、議案審議に入ります。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の1～2ページです。

(番号1)

譲渡人が渡町のAさんで、譲受人が渡町のBさんです。

申請地を売買により所有権移転し果樹等を栽培するという申請内容です。土地の所在は、はちまん茶屋の裏側に位置する境港市渡町、畑、108㎡、で農振地区域内にあります。地図は2ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事され

るということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、2,679㎡で、合計耕作農地面積が、2,787㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、築谷委員、古徳委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**築谷委員** ここはもともと、Bさんの土地ですが進入路が無いためにAさんと土地を交換して駐車場にしています。奥も本人は果樹園にするとは言っていますが、今のところ農業をしていません。家の裏の方にはみかん等が植えてありますが、果樹を植えるかどうかはわかりません。皆さんよろしくお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明をお願いします。

**事務局** 議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の3～8ページです。

(番号1)

譲渡人は、境港市財ノ木町のCさんで、譲受人は新屋町のD・Eさんです。

土地の所在は、5ページにあります財ノ木町、畑、613㎡のうち206.24㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、専用住宅の建築をしたいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第

3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われま

す。周辺農地の営農条件への支障につきましては、現状のまま使用し、擁壁を設けるとのことから、流水等による被害発生のおそれはないと考えられます。

現地調査は、梶谷委員、阿部委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**阿部委員** 現地を見ましたら変形な土地ですけど、しばらく作付はしてないようですが、雑草等の管理はしてあるようです。周りに家、東側に墓地があり、住宅が建っても支障はないように思われます。皆さんよろしくをお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号2～4)の説明をお願いします。

**事務局** (番号2～4)

譲渡人は、境港市芝町のFさん、外江町のGさん、中野町のHさんで、譲受人は芝町の株式会社Iさんです。

土地の所在は、6ページにあります芝町、田、95㎡、芝町、田、575㎡、芝町、畑、330㎡、芝町、畑、151㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、皆生海岸のイベントで使用したプレハブのユニットハウス置き場にしたいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、残高証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。  
計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。  
周辺農地の営農条件への支障につきましては、道路面と同じ高さに整地し、ブロックで仕切るとのことから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。  
現地調査は、梶谷委員、阿部委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**佐々木委員** 番号2と番号4は整地されています。番号3は森のような状態になっています。皆さんよろしくをお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号3)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号4)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、(番号4)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号5～6)の説明をお願いします。

**事務局** (番号5～6)

譲渡人は、境港市渡町のJさん、松江市八束町のKさんで、譲受人は米子市祇園町の株式会社Lさんです。

土地の所在は、7ページにあります渡町、畑、462㎡、渡町、畑、459㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電設備にしたいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土をし仕切るとのことから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、築谷委員、古徳委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**古徳委員** 場所は渡港です。現在は埋め立てられて公園になっていますけど、渡の郵便局から南側に少し行くと旧渡港に行く道があります。その道を入った突き当りに防災倉庫があり、その場所に申請が出ています。特に問題はありません。皆さんよろしくをお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。(番号5)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、(番号5)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号6)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、(番号6)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号7～8)の説明をお願いします。

**事務局** (番号7～8)

譲渡人は、境港市渡町のMさん、渡町のNさんで、譲受人は渡町の有限会社Oさんです。

土地の所在は、8ページにあります渡町、畑、1163㎡、渡町、畑、1010㎡です。

申請理由は、申請地を賃貸借で20年間借り受けて、太陽光発電設備にしたいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土をし仕切るとのことから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、築谷委員、古徳委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**築谷委員** 昔の中浦水門の手前、荒廃地になっている畑に申請が出ています。周辺東側に住宅地があるだけで、太陽光が出来ても支障はないと思われます。皆さんよろしくをお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。それでは採決いたします。(番号7)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、(番号7)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号8)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、(番号8)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第47号「非農地証明申請について」の説明をお願いします。

**事務局** 議案第47号「非農地証明申請について」を説明させていただきます。議案9～10ページです。

(番号1)

申請人は米子市上後藤のPさんです。土地の所在は、外江町字1820番2、

畑、376㎡で調整区域内にあります。地図は10ページです。

申請地は20年前以上から宅地として利用しており、農地としての再生は困難とのことです。今回非農地証明を行い、他者の所有権移転を行う予定とのことです。

現地調査は、佐々木委員、足立会長、河岡職務代理にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**佐々木委員** 現状は2階建てで、今は空き家になっています。ここをまた農地に戻す事にはなりません。皆さんよろしくお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第47号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第47号は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第48号「農用地利用集積計画(案)について」、議案第49号「農用地利用配分計画(案)について」の説明をお願いします。

**事務局** 議案第48号「農用地利用集積計画(案)について」を説明させていただきます。議案11ページから13ページです。

12ページが総括表です。賃借権設定が畑3筆、1,877㎡です。13ページが利用権設定の各筆明細です。

何れも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。続きまして、議案第49号「農用地利用配分計画(案)について」を説明させていただきます。議案の14ページから15ページです。これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。

今回は、利用集積計画に記載されている内の1件を耕作者へ配分する計画案になっております。残りの2筆は今後、新規就農者への営農計画に合わせて新規貸付を行う予定としております。

なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることとなります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第48号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第48号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第49号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第49号は、原案のとおり承認されました。

**(事務局から次の事項について報告)**

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第31号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

**(事務局からその他項目について説明)**

・今後の予定

○西部地区農業委員会会長協議会臨時総会 令和3年10月19日(火)  
(会長、事務局長)

○常設審議委員会(会長) 令和3年10月22日(金)

○令和3年度農業委員会特別研修会(倉吉) 令和3年11月5日(金)  
(事務局2名、委員8名参加可能)

○第12回境港市農業委員会総会(第1会議室) 令和3年11月10日(水)

・専門部会の役員改選について

・農業委員会情報 市報10月号「農地法の下限面積について」  
「農地パトロールの実施について」  
11月号「秋の農作業労賃標準額について」  
「農地利用意向調査について」

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和3年第11回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和3年10月11日

境港市農業委員会

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---